

議案第42号

鳥取県総合事務所等設置条例の一部改正について

次のとおり鳥取県総合事務所等設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県総合事務所等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(建築住宅事務所)

第4条 建築に関する事務を所掌させるため、建築住宅事務所を設置する。

2 建築住宅事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部建築 住宅事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡

第5条 削除

第4条及び第5条 削除

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。